

レンタル形式フォントとは・・・

株式会社ニイス（以下、当社）がご提供できる全てのフォント（以下、本製品と言います）を年間レンタル料にてご使用になることができます。必要な都度にフォントをご購入いただく必要は無くなります。

ご使用の条件は、下記の通りです。

- ①年間レンタル料金は、本製品1セットにつき、50,400円です。
- ②本製品1セットにつき、コンピュータ1台のみでご使用になれます。
- ③ご使用場所は、契約書記載の使用場所のみとします。
- ④フォントの収録メディアは、Windows用とMacintosh用各1枚にて構成されるDVDまたはDVD-Rです。
- ⑤他の詳細につきましては、契約書をご参照ください。

契約からご使用までのお手続き

ご契約からご使用に至るまでのお手続きを簡素化しご使用に至るまでの時間を短くするように努めました。

- ①本資料中の「使用申込書」に必要事項をご記入ください。「契約書」2通にご署名・ご捺印ください。この2種類を当社宛に郵送してください。
- ②当社よりお客様に請求書をお送りいたします。
- ③これにもとづき、お支払いを実行してください。
- ④当社にて、ご入金を確認できましたら、契約書1通、及びフォント一式をお送りいたします。

この4ステップにてお手続きは完了です。

なお、当社販売代理店がご注文をいただいた場合であっても、記載内容、印鑑の像面等の機密保持を考慮し、上記の①～④はお客様と当社間にて直接に行わせていただきます。

解約のお手続き

- ①永続的にご使用くださることを前提とした製品ですので、ご契約はご異存がない限り、自動更新とさせていただきます。
- ②もしも、ご契約を終了させたい場合は、契約終了日の2ヶ月前までに文書にて当社宛に解約のお申し込みをしてください。この時に、ご使用の当社フォントを全て消去した旨の確認文書とご提供したフォントのメディア一式をご返却ください。以上により、解約のお手続きは終了いたします。

フォント種別について

Macintosh用としての各フォントは、MacintoshOS9及びMacOSXの二つのOS環境にてご使用いただけます。（MacintoshOS9未満の動作保証はいたしておりません）

Windows用としての各フォントは、Windows2000/XP/Vistaの3種類のOS環境にてご使用いただけます。（これ以外のOS環境にての動作保証はいたしておりません）

TrueTypeフォントは、過去にアップル社とマイクロソフト社が提唱したフォントの形式で、一般的な全てのアプリケーションにて使用することができます。但し、Macintosh用とWindows用とは全く別種のフォント形式であるために、互換性はありません。

Windows用TrueTypeフォントについては、当社は固定ピッチフォントと文字間の詰め組ができるプロポーショナルフォント（フォント名の末尾に-Pが付いています）の2種類を用意いたしました。必要に応じてお使い分けください。Macintosh用TrueTypeフォントは、英数字部分を除き、プロポーショナルフォントはありません。

TrueTypeフォントは、Windowsの縦書き時に文字の下部が印字できないことがあります。このようなときは、下記のOpenTypeフォントをご使用ください。

当社製のTrueTypeフォントは、フォントの精度を表すメッシュ数は2,048です（因みに、MS明朝体は256です）。高解像度フォントです。

ATMフォントは（ATMはAdobeTypeManegerの略語）、過去にアドビシステムズ社が開発した画面表示用のフォントです。アプリケーションやプリンタドライバーによってはこのままプリントできますが、更にPostScriptプリンタフォントが必要になる場合があります。別費用が必要になるものの、PostScriptプリンタフォントに関しては当社に用意がありますので、必要な節はご連絡ください。

一般的にはATMフォントは（TrueTypeフォントも）MacOSXでは使用できないように言われていますが、そのようなことはありません。但し、アプリケーションによっては、詰め組ができない場合があります。

Windowsにおいては、アドビシステムズ社のATMプログラムは、Windows95/98/NT用であり、Windows2000/XP/Vistaには対応していません。結果的に、ATMフォントは使用できなくなりましたので、当社はこのご提供を停止しております。

OpenTypeフォントは、アドビシステムズ社とマイクロソフト社がMacintoshとWindows間のデータの互換性とTrueTypeフォントとATMフォントのフォント形式の統一制等を意図して提案したフォント形式です。厳密に言えば、TrueType型のOpenTypeフォントとATM型の2種類のOpenTypeフォントがあります。当社の場合は、データ量が小さく印刷精度が高いATM型を採用しています。

MacOS9においては、ATMプログラムをインストールすれば、OpenTypeフォントを使用することはできますが、OpenTypeフォントに対応していないアプリケーションがあります。

Windowsにおいては、OpenTypeフォントでは大半のソフトで詰め組ができません。この場合は、TrueTypeフォントのプロポーショナル版（フォント名の末尾が-P）をご使用ください。

5種類のフォント共に、「PDFへのフォントエンベッド（文字の埋込）」「アウトライン生成（文字の輪郭線データの抽出）」が可能です。

本製品には膨大なフォントが収録されています。しかし、その全てを一度にコンピュータにインストールしてしまうと、フォント名が表示されない等の不具合が生じることがあります。これはOSにおけるフォント管理の限界を超えたためと思われます（特にWindowsの場合）。このような場合は、既にインストールされている他のフォントを削除してフォントの総数を減らしてください（念のために使用しないフォントを他のフォルダにコピーしてください）。また必要なフォントのみをインストールしてご使用になられるようお勧めいたします。

フォントと言っても、大変に難しいものがあります。当社においてもいろいろと試していますが、一口でこの場合はこのフォント形式が適しているとは言いがたいものがあります。本製品に種々のフォントが（全5種類）収録してありますので、お試しいただきたいと思います。

もしご使用中に動作がおかしい等の問題が生じましたら、ご遠慮なく当社宛にお問い合せください。可能な限り、対応いたします。

なお、5種類のフォント形式のフォント（対応OSも5種類）が本製品に収録されていますが、これは5台のPCで使用できるという意味ではありません。あくまでも1台のPCでご使用ください。

文字セットに関して

本製品の文字セットは、JISx0208（1990）第1・2水準漢字非漢字を基準としたPostScriptプリンタ互換のため、非漢字の一部はOS附属のフォントとは一致していない文字種があります。また、JTCじゃんけんU、同ナミキPOP-L、同彩滉W8、NIS-POP文字、ポルA体W1、ポルA体W9は、JIS第1水準と同第2水準よりニイスが設定した94文字から成っています。新井行明MはJIS第1水準と同第2水準の360文字、JTCナミキ特太楷書はJIS第1水準と同第2水準の254文字、JTC江戸文字「風雲」はJIS第1水準と同第2水準の161文字を収録しています。仙草M、わりばしはJIS第1水準のみです。JTCウインM3外字、S4外字、R4外字、新井行明M外字、JTCナミキ特太楷書外字のセット内容はニイス独自のものです。

レンタル形式フォント（全フォント一括使用）に関する使用契約書

1条.本製品の内容と知的財産権

- 1.1 鑑賞・情報伝達・イメージの高揚を目的とした書体デザイン、及びこれを具現化するためのフォントデータ、インストーラソフトウェア、シリアルナンバー、インストール・キー、これらに関する解説書（場合によって電子データ）等にて構成されたフォント製品を本製品といいます。
- 1.2 本製品には、本製品より得られる派生文字デザインイメージまたはそのデータ、派生フォントも含まれます。
- 1.3 ニイスは、本製品に関する知的財産権とお客様への使用权の提供を行います。
- 1.4 お客様は、本契約の有効期間中において4条に記載された使用权を行使することができます。

2条.本製品の契約方式

- 2.1 本製品は、毎年1回、当該年度のフォントのレンタル使用料をお支払いいただく年間レンタル使用契約方式です。

3条.本製品のレンタル使用料

- 3.1 本製品に関するレンタル使用料は、本製品1セットにつき50,400円/年間（税込み）です。当該使用料のお支払いにより、本製品を1台のコンピュータにて使用できます。
- 3.2 本製品1セットを複数台数のコンピュータにて使用する場合は、前項の使用料に本契約書付表中の使用可能契約台数を乗じた金額をお支払いいただくものとします。
- 3.3 前記費用のお支払い方法は、ニイスより発行された請求書の発行日の1ヶ月以内とします。払い込み手数料はお客様の負担とします。

4条.お客様における使用权の内容と範囲

- 4.1 お客様は本製品に含まれる全てのフォントを付表記載の台数までのコンピュータにインストールし、ニイスが出力可能と定義した使用環境で、下記の非独占の使用权を有します。
- 4.2 本製品から得られる派生文字デザインイメージを印刷装置に印字すること、広告看板を作成すること、映像装置に表示すること、WEBページの文字表現用として使用すること、本製品から得られる派生フォントをPDFデータに埋め込んで配布配信することができます。
- 4.3 受託業務用としては、お客様が特定できる第三者宛に限り使用できます。
- 4.4 お客様は本製品の使用申込書中に記載されたご使用場所に限り、本製品を使用することができます。

5条.禁止事項

お客様は下記のことを実施できません。

- 5.1 本製品の一部または全部を第三者に譲渡または貸与すること。
- 5.2 本製品を元にして同一または類似の文字デザイン、フォントを作成すること。
- 5.3 本製品より文字情報を取り出すこと。これを第三者に提供すること。
- 5.4 使用可能契約台数を越えて使用すること。

- 5.5 本製品の複製を作成すること。保存用としても複製を行うことはできません。
- 5.6 本製品の一部、全部を問わず、再配布、公衆通信、無償・有償を問わず貸与、レンタル、再販売（中古も含む）、機器またはソフトウェアへの組み込みを行うこと。

6条.機密保持事項

- 6.1 本製品及び本製品に関わる事項で、ニイスが一般公開していない事項は全て機密保持事項とします。お客様はこれを開示するとはできません。
- 6.2 お客様は、フォントそのもの、インストーラ、インストール・キー、本製品の複製保護、使用期限の設定の内容を逆アセンブルしたり、変更したりするとはできません。
- 6.3 ニイスは、本製品の複製保護、使用期限の設定を行うこと、変更・追加する権限を有します。
- 6.4 ニイスは、本契約にて知り得たお客様の情報は、ニイスの更新情報、新製品の案内等に限り、使用いたします。その他の目的には使用しません。

7条.追加契約が必要な事項

以下の場合、お客様は予めニイスとの個別の使用権契約の締結とその費用の支払いの後に実施する権利を有します。

- 7.1 本製品を元にして商品や社名等ロゴを作成し商標権等の無体財産権を取得すること。
- 7.2 お客様が配布配信先を特定できない不特定の第三者に配布配信することを目的とした電子メディア（例：テレビ・ビデオ作品のテロップ・タイトル、ゲーム等）に使用すること。
- 7.3 サーバーにて本製品を使用すること。
- 7.4 本製品を機器またはソフトウェアに組み込み、または添付して第三者に提供すること。

8条.保管義務と調査協力義務

- 8.1 お客様は、ニイスより提供された本製品の有体物・無体物を問わず、使用所在地に保管しなければなりません。
- 8.2 ニイスまたは法的資格を有するニイスの代理人が、お客様に対して本製品の使用状況、保管状況の調査を依頼した場合は、お客様は30日以内のその報告を文書にて行うものとします。この内容に問題点がありこれを調査する合理的な必要性がある場合には、ニイスは調査の権利を有しお客様はこれに協力する義務があります。調査場所は、個別の契約書または契約確認書に記載した所在地の他、ニイスが指定する場所にて行います。この調査費用はお客様の負担とします。

9条.更新・新製品の提供

- 9.1 ニイスは、契約期間中に製品の更新または新製品の作成があった場合には、翌年度契約更新後に取り纏めてお客様に対して無償にて提供いたします。
- 9.2 ニイスが、前項の本製品を契約期間中にお客様に提供する場合は、メディア作成費用・送料等の実費はお客様の負担とします。

10条.保証・補償

- 10.1 ニイスは本製品が第三者の知的所有権を侵害していないことを保証します。
- 10.2 ニイスはお客様が契約手続きを行った後に通常のもとで欠陥無く使用できることを保証します。
- 10.3 ニイスは本製品のご使用により生じたいかなる損害、回復、再生、代用品の費用、第

三者が被った同様の費用についても一切の責任を負わず、補償を負うことはできません。

10.4 万一、係争が生じた際の管轄裁判所は東京地方裁判所とします。

11条. 契約の有効期間（開始・終了）

11.1 初年度の契約開始年月日は、ニイスが契約手続きを完了した日とします。

11.2 初年度の契約終了年月日は、前項の1年後の月末日とします。

11.3 翌年度以降の契約開始年月日及び同終了年月日は、それぞれの1年後の月末日とします。

11.4 各契約終了年月日の2ヶ月前までに、お客様またはニイスが契約の終了を文書にて通知しない限り、本契約は更に1ヵ年、同一内容にて継続されるものとします。以降の年度も同様とします。従って、本契約書の書き換えは行わず、本契約内容にて更新されま

12条. 契約の解除

12.1 お客様が本契約に違反した場合、ニイスの無体財産権がお客様により損なわれていると判断できる場合、ニイスは契約を解除することができます。この場合、お客様はニイスに対してこれにより損害賠償をしなければなりません。

12.2 係争の管轄裁判所は東京地方裁判所とします。

13条. フォント等の消去と本製品の返還

13.1 本契約が終了または解除された場合は、お客様はお客様の費用負担により、本製品の全てをニイスに返還しなければなりません。返還不能の場合は、お客様はフォントのレンタル使用料を支払うこととします。

13.2 お客様は、お客様のパソコン上にインストールされたフォント及びインストーラソフトウェアを消去し、確実に消去した旨の文書をニイスに提出しなければなりません。

14条. 協議事項等

本契約に定めのない事項が発生した場合、又は本契約の条項の解釈に疑いが生じた場合は、双方誠意をもって協議し、円満解決を図ります。

以上、契約の証として本契約書二通を作成し記名捺印し、各一通を甲乙共に保有します。

契約年月日 （ 年 月 日）

お客様のご住所・契約者のお名前・ご捺印

ニイス

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1

株式会社ニイス

代表取締役 長竹 晃平

レンタル形式フォント（全フォント一括使用）使用申込書

申込日	年 月 日
セット数 (1PC当たり1セット)	セット
会社名	
所在地	〒
部門名	
ご担当者	
電話番号	
FAX番号	
e-mailアドレス	
本製品を使用される コンピュータの機種名	
本製品を使用 される場所	
本製品を購入された 販売会社住所および ご担当者氏名	